

第2回 愛知県ため池保全検討会 議事録 要約版

日 時 : 平成 18 年 7 月 20 日(木)
 午後 1 時 00 分から午後 3 時 40 分
 場 所 : 住吉福祉文化会館(半田市)

発言・説明者	内 容 等
事 務 局	「1 第1回検討会の議事録」、「2 第1回検討会の意見・方向性(案)」についての説明。
大沼委員	大沼委員提出の追加資料「生物多様性国家戦略」「愛知県の植物相」「愛知県の植生」「市内河川・ため池等の水質の変遷(名古屋市)」についての説明。
(質疑・意見)	
後藤委員	参考資料1) 第1回検討会議事録(要約版)の字句修正について。
事 務 局	「3 保全構想(案)の内容・目的」、「4 県内全ため池の調査」についての説明。
松本委員長	保全構想(案)について、意見は特に無いようですので、保全構想の県としての考え方を理解していただいたと思います。 県内全ため池の調査の、今回新たに追加した部分についてご意見・質問等をお願いします。
(質疑・意見)	
奥田課長補佐 (彦坂委員の代理出席)	県内全ため池の調査の追加項目について貴重種というのがあるが、例をあげないと何が貴重種なのかわからない。
大内委員	貴重種という項目をこの調査の中では省いた方がいい。 貴重種はすでに県としてデータがあるはずである。この調査により池の名前や所在がわかり、そのことから「荒し」が起こりうる。 貴重種は国や県の単位で指定されているが、ため池を後世に残そうとの構想では、貴重種ではなく多様な生物がいるかどうかなど、例えばトンボが何種類いるかといった設問にしてはどうか。
事 務 局	貴重種を調査項目に入れたのは、市町村等の担当者が、その池に貴重な生物がいることを知らないことはよくないので、市町村のなかで聞き取り、又は既存の資料を調べる程度で考えており、データの公表は考えていない。
大内委員	これから県民全体にため池に親しみを持っていただくという上では、貴重種でアピールするよりも、生態系を代表する種に限っては、何種類いるかという設問もいいのではないか。
大沼委員	県、市町村の貴重種に関する資料は出来上がったものがあると思われるため、この調査を契機として整理していけばどうか。
後藤委員	自然環境(周囲の状況)とありますが、「自然環境＝周囲の状況」かどうか、整理していただきたい。

事務局	周囲の状況が自然環境の全てではないが、調査をわかりやすくするため使った。里山と一体で水辺の残っているところが、より多様な生物が存在すると思われる。
後藤委員	多面的機能で自然環境という言葉があるが、どこかに自然環境について注釈を入れるとうまく整理されてくる。
松本委員長	自然環境という言葉が幅広すぎて、人工的自然や原始的自然があり、ただ自然という一般的なには原始的自然を意味すると思われる。 「立地性」の内容は上位計画を確認するものなので、「法規制」とされたい。 「自然環境」も「立地環境」とし、周囲の状況が「樹林に囲まれている」という表現のほうがいい。 また農地と宅地は性格が違うため、一括しないほうがよい。 貴重種のことがあったが、外来種のことだろうか。 貴重種という項目立てはいいと思うが、回答で「貴重種がいる・いない」ではなく、「多様な生物がいる・いない」で表現したほうが豊かさを反映している。大内委員の種の数まで調査するのは、市町村でも難しいのではないかな。
事務局	調査表の調査項目の名称等については再検討する。 貴重種については、生物が多いかどうかを判断するのは難しいと思っており、現地調査ではなく既存のデータを調べることを考えている。 詳細な調査は、県内全てのため池で実施するのは難しいので、次に説明するモデルため池の調査で具体的に組みたい。
松本委員長	基本的には言葉の使い方などを修正してもらおうということで、項目については異存ないと思われる。 農振は「区域」でなく、「地域」なので修正願う。
事務局	「5 モデルため池の調査」についての説明。
(質疑・意見)	
大内委員	竹村新池の特色・概要で、「竹中工区にてビオトープをつくり～」は、池と直接関係が無いので削除。「ホタルの森」も削除。 地域でもホタルをよぼうという声は出ておらず、条件的に県道がすぐ側にあるため昼夜明るい状況なので無理である。
事務局	表中記載の内容について、再度確認いたします。
松本委員長	モデルため池の調査として8地区を選定したことについては、現状も違い、それぞれの目標も異なっているので、特に意見はないと思う。 どういう調査をするかが重要なので、内容について意見を頂きたい。
大内委員	アンケートの問3の職業は、「農業」を「農業(含む兼業)」としてはどうか。また、「会社員」を「会社員(含むパート)」としてはどうか。 問7は、防災訓練を入れてはどうか。 問9の「6清掃活動」「7草刈り」とあるが、「7草刈り」は「6清掃活動」に含めて「清掃や草刈り」でいいのではないかな。 「8植栽活動」は「自然の再生に関する活動」としてほしい。植栽活動とすると、自

大内委員	<p>分の庭と勘違いして、いろんな植物を持ち込んできて、植えていいと受け取られるかもしれないので、他の委員の意見も伺って見直すとい。</p> <p>問10で「5転落防止など安全性の高いため池」とあるが、「転落しにくい構造のため池」としてはどうか。</p> <p>問12の回答は、ほとんど人工物なので、その他()として内容を書いてもらうのではなく、全体が()でもよいのでは。</p>
後藤委員	<p>資料P10のため池調査に水量・水質とあるが、水量は大きく変動するので、調査項目の欄を大きくしていつ測定したかなどもいれると良い。</p> <p>水質は測定する項目が多いので、細かくやったらどうか。水質にはヘドロが関係しており、底質もいれたらどうか。水質調査は1回だけのデータか、3年間のデータかにより変動があるので、欄を大きくするか、資料を添付するなどの注釈を入れたらどうか。</p> <p>資料P15のモデルため池の概要の写真に、当方の資料を提供するので使用してもらいたい。</p>
松本委員長	<p>モデルため池の調査については、また後日でもお気づきの点があれば意見等も言って頂きたいと思います。</p>
事務局	<p>「6 保全に関する課題」についての説明。</p>
(質疑・意見)	
天野委員	<p>二毛作という形で水利用しているため池が、今回調査するモデルため池になっている。</p> <p>特にモデルため池でいうと、市街地に近いということで水質の問題があり、水質を良くしながらその地域と調和したため池をどのように作るかということについて真剣に考えたい。</p>
大内委員	<p>①ランク分けと類型化について、多面的機能・役割と管理者がだれか、一連のため池の現状を調査した結果で、今後そのため池をどのようにしていくかといったことで判断するしかない。</p> <p>②多面的機能間の調整については、第1優先は災害防止と農業用水の確保である。</p> <p>④潰廃に対する方策については、ぜひ許可制にしてほしい。</p>
大沼委員	<p>①ランク分けは重要であり、相当な分岐になるだろう。例えば「利水・生物多様性保全・防災型」といった具合に、多面的機能のうちより重要なものを併記し、優先順位が高いものを先に表記するという方式が考えられる。誰が主体となってその順位を決めるのかということも重要であり、今後の討論の中で検討していく必要がある。</p> <p>②多面的機能間の調整について、ため池に棲んでいる生き物は特別で、ため池の特徴である水位変動にも順応したものが生き残ってきている。よって農業利水と多様な生態系というものはそれほど矛盾しない。矛盾が大きいのは生物多様性と憩いの場だろう。</p> <p>構想で生物多様性の意味やそれを守るための原則を具体的にうたった方がいい。外来種の導入など、その環境に元々いない魚類の放流をしないこと、その環境にかつて生息していた種であったとしても、DNAの攪乱を伴うような導入をしてはいけないという原則を示してはどうか。防災の面では、堤体を守るための補強工事など</p>

大沼委員	<p>も、生態系に配慮した施工方法の実施を構想で取り入れてはどうか。</p> <p>③保全計画に、池の管理方法も加えておくほうがいい。農業者側だけでは今後管理しきれないケースでは、行政側による池の買取りもひとつの方法であり、農業者と住民が協力して管理する場合は管理委員会などの設置も必要になるかもしれない。所有者と管理者の状況により管理体制が変わってくると思うが、保全計画の指針に管理方法を場合分けし例示することも意義がある。</p> <p>④潰廃に対する方策は、許可制が良い。所有者に必要なと言われた場合、名古屋市のようを買取る方法が県としてサポートできるか、また市町村に余力があれば、名古屋市の例やその方法を、保全構想で示すとよい。</p>
河合武勝委員	<p>土地改良区としては、ため池の水を有効に利用するなかで多面的に活用できればよい。今日視察した二ツ池、白鮎池は愛知用水が入っており、管理面において水位調整や水利用について問題があるとは聞いていないが、保全構想により、ため池についての今後の方向付けをして頂き、有効に利用できるため池にしてほしい。</p>
川崎委員	<p>災害防止は、地域住民にとって一番身近なものである。</p> <p>1点目は、水難事故や風紀の取締りなどについて、課題提示や解決策を保全計画の指針づくりに向けて盛り込んだ保全構想が可能かどうか。2点目は、ため池は多面的な機能として洪水調節機能を備えているが、これが強調され、地域住民にとって将来、訴訟問題に発展しないよう、保全構想に必要ではないか。規制すべき原則的な事項を盛り込むということは大切である。</p>
後藤委員	<p>③ため池保全計画とあるが、その計画をいつ実行するか、計画倒れで終わらないか、気がかりである。</p>
清水委員	<p>安全面と管理について、安全のために規制などを設けると管理に手間がかかることも考えられ、管理者の責任も大きくなるということで気になる。</p> <p>また、防災のために常時水位を下げると、農業用水として夏期に水が不足するという問題もあり、行政と調整しながら多目的活用をしていきたい。</p>
奥田課長補佐	<p>①ため池の所有者・管理者の立場から、ため池の保全を図るといって、環境保全を含めた親水公園的な整備が考えられるが、それはため池の立地が市街地や住宅地に限られた場合で、それ以外の場所でどのように保全していくのか、今後の課題である。また整備に伴う予算面も課題である。</p> <p>②多面的機能間の調整については、農業利水の無くなった池について、洪水調節という機能もあることから、河川サイドの所管変えを含めた考え方もしていったらどうか。</p> <p>③保全計画の策定時期については、できるだけ早いほうがいい。</p> <p>④潰廃に対する対策については、個人所有ため池のことであると思うが、許可制を義務付けてすすめていく方がよい。</p>
山崎委員	<p>保全構想の目的がぼけている。前回の検討会資料での、他県の条例や要綱などによると、ため池を災害から未然に防止するという大きな目的があり、農業用水を確保するということになる。これを主眼で、今回のため池保全構想の柱とし、付随する多面的機能があるとの形を明確にする。</p>

山崎委員	<p>県がため池保全計画の指針を作成し、市町村が保全計画を作成するわけであるが、市町村ごとに地域にあるため池に関して温度差があると思われ、今回指針を作るにあたって、市町村や土地改良区の意見を聞き、合意形成のとれた保全計画の指針を作って頂きたい。</p> <p>ため池が重要なもので、将来ともかけがいのない地域の財産として、管理保全をしていくべきであるので、その地域でため池が仮に不要になっても、具体的には買い上げ制度を含めた強い制度が必要ではないか。</p> <p>ため池保全計画を作成しても、計画倒れでは困るので、保全計画のなかに目標として、どの程度の整備をどの時期までに行うかなどを、ある程度市町村の希望や意志を保全計画に示されれば、より具体的になるのではないかと。</p>
松本委員長	委員の皆さんからご意見を伺ったが、行政、県の立場から何かご意見や補足などがあればお願いします。
農地計画課 松下課長	<p>保全ということに視点を置けば、今日視察したため池のうち市街地にある新池に、何も知らない状態で行ったならば、周囲はマンションなどの建物で囲まれているこの池はあと数年の後には無くなってしまいうだろうと素人目には思われたが、それがいま守られている。今後も保全されることが確信できるというのは、あのように様々な活動をされているからであると考えます。</p> <p>こうしたため池を見ていく中で、将来的に保全され得るものなのかどうかのランク付けがあるが、そのため池の持っている多面的な機能が本当に今後も保全できる体制にあるかどうかということについても、ランク付けする意味が生じてくるのだらうと考えている。</p>
松本委員長	<p>発言のように、保全に関する課題がこの保全検討会のメインテーマになってきます。これに関して事務局でもう一度ご検討願いたい。</p> <p>この検討会では、保全構想についての優先項目を合意形成していく過程ではないかと考えており、誰が保全するのかということが非常に重要で、保全計画を作っていく意味でも保全する人がいなければ意味がないので、地域で熱意をもってため池を保全している住民が既にいるということは、これからため池を保全していく担保としては強いものになってくると思われるので、課長のご発言には同感です。</p>
事務局	「7 検討会の今後の予定」についての説明。